

# CBPR認証の概要

---

令和7年3月19日



事務局国際室

# APEC CBPRシステムの概要

## APEC Privacy Framework

- APEC Information Privacy Principles (9原則：損害の防止、**通知**、**収集制限**、**個人情報**の利用、**選択**、**個人情報**の完全性、**安全管理**、**開示**及び**訂正**、**アカウント**ビリティ)
- 国際的な文脈における実装に関するガイダンス（「個人情報の自由な越境流通を維持しつつ個人情報を保護する」という発想）

## APEC Cross-Border Privacy Rules (CBPR) System

## APEC Privacy Recognition for Processors (PRP) System

- CBPRは、Program Requirements : APEC Information Privacy Principlesのうち**8つの原則**について、個々の個人情報保護要件に分解したものの（50項目の質問という形で、合計66の個人情報保護要件を規定）（PRPは、2つの原則、18項目の質問、合計22の個人情報保護要件）
- 事業者による自己審査のにち、第三者機関（Accountability Agent）による審査を経て、当該事業者がAPEC Privacy Frameworkに準拠していることを**国際的に認証**

# APEC CBPRシステムの個人情報保護要件（プログラムリクワイアメント）

項目	主な要件
通知	プライバシーポリシーを通じて収集の方法、利用目的等を開示すること 収集時に本人に通知すること
収集制限	必要な個人情報のみ収集すること 公正かつ合法的に個人情報を収集すること
個人情報の利用	利用目的による制限 開示、移転の制限
選択	収集、利用、開示に関して個人が選択できる仕組みを提供すること
個人情報の完全性	利用目的に必要な限度で個人情報を正確かつ最新に保つこと 個人情報の訂正に関して、移転先等第三者に対する通知手段を有すること
安全管理	情報セキュリティポリシーの実装 物理的、技術的、組織的安全管理措置の実装
開示及び訂正	個人からの、個人情報取扱有無の確認、個人情報への開示、個人情報訂正に関する請求に応答すること
アカウントビリティ	責任者たる従業員の任命 苦情の処理 ガバメントアクセスに対応する仕組みを備えること 処理者/委託先が本個人情報保護要件を遵守するよう管理すること

# 日本から外国の第三者への個人データの提供

## 【個人情報保護法第28条の内容】

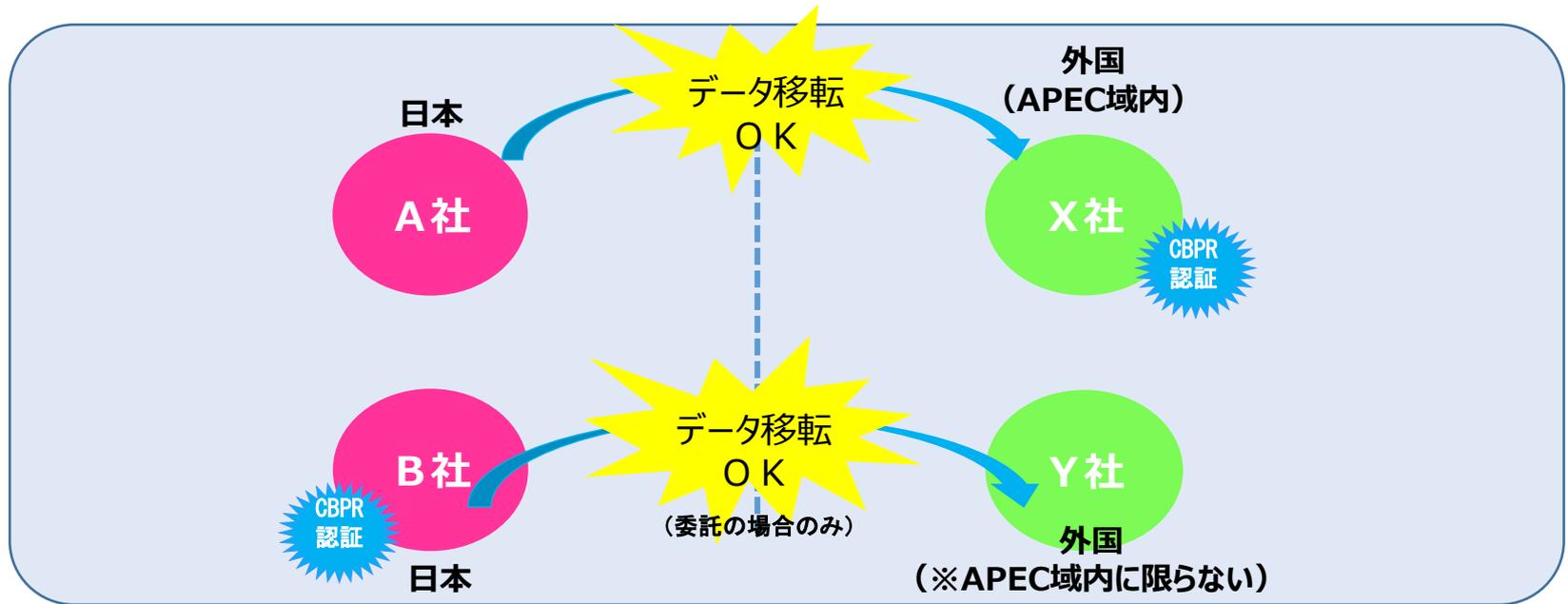
以下のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への個人データの提供が可能。

- ① 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。  
⇒委託契約、グループ企業の内規・プライバシーポリシー、提供先又は提供元が  
**APEC CBPRシステムの認証を取得している場合** 等
- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国・地域に所在する。

## ※参考：個人情報保護法 第28条第1項

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）  
（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意**を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

# APEC CBPRシステムに基づく外国第三者提供



- CBPRシステムは、個人情報保護法と同等の個人情報保護を保障  
→CBPR認証取得事業者であるX社は、「個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備」しており、従ってA社はX社に対して、国内と同様に個人データを提供可能
- CBPRシステムは、自己に代わって他者に個人情報を取り扱わせる際に、自己が負う義務を当該他者においても負うことを確保するための手段を講じることを要求（プログラムリクワイアメント46）  
→B社は、CBPRの定めに従って、委託先Y社における適切な個人情報保護を確保することが予定されているため、同社に対して、国内と同様に個人データを提供可能

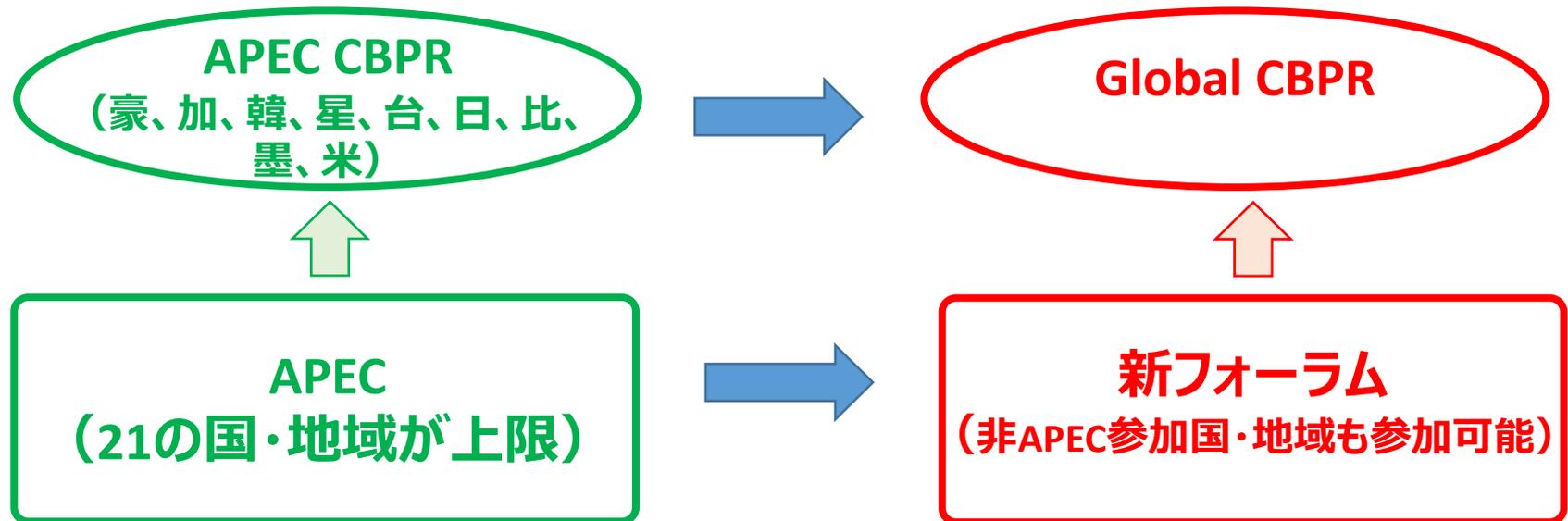
# APEC CBPRシステムへの参加状況

※2025年1月15日現在

- 運営管理：APECデジタル経済運営グループ（DESG）
- 参加エコノミー：日本、オーストラリア、カナダ、韓国、シンガポール、台湾、フィリピン、米国、メキシコ
- 認証機関：（米国）Truste, Schellman, NCC Group, BBB National Program  
（日本）一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）  
（韓国）Korea Internet & Security Agency  
（シンガポール）Infocomm Media Development Authority  
（台湾）Institute for Information Industry
- 認証を受けた企業数：（米国）53社（Apple, Cisco Systems, HP, IBM, Salesforce等）  
（日本）4社  
（韓国）14社  
（シンガポール）11社  
（台湾）1社
- 日本の認証企業：
  - ・インタセクト・コミュニケーションズ株式会社（2016年12月～） マルチ決済アプリ等のシステム開発やWebプロモーション
  - ・株式会社Paidy（2018年12月～） オンライン決済サービスの提供
  - ・株式会社インターネット・イニシアティブ（2022年9月～） インターネット接続サービスほかネットワーク関連サービス
  - ・PayPay株式会社（2022年12月～） モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供

# グローバルCBPRフォーラムの設立宣言

2022年4月21日、我が国を含むAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムに参加する国・地域は、CBPRシステムをグローバル化するための新フォーラムの設立に関する共同宣言に合意。



APEC加盟国以外も参加可能な個人情報の越境流通に係る企業認証の枠組みに。認証基準の充実等を進めることで、グローバルCBPRシステムが、欧州も含めた幅広い国や地域で、信頼性のある越境データ流通の実現のための実効あるツールとして利用されることを目指す。

<グローバルCBPRの今後の取組み>

- 認証機関によるグローバルCBPR認証の付与を開始。
- ワークショップ開催、国際会議での紹介・議論や個別の働きかけを通じて国・地域による参加を拡大。
- より多くの国・地域の法制度との相互運用を視野に入れ認証基準の更新等について議論。

# グローバルCBPRフォーラムの拡大

- 2022年4月21日、越境プライバシールール（CBPR）システムをグローバル化するための**新フォーラムを設立**。同フォーラムには我が国を含むAPEC CBPRシステムに参加する国・地域（豪、加、韓、星、台、日、比、墨、米）が正規会員として参加。
- 設立以来、グローバルCBPRフォーラムにおいては、新たな国や地域からの参加を可能とすることを目的として、組織体制の整備や新たな企業認証の枠組みの確立に関する議論を継続し、2023年4月13日、**組織体制等に関する文書を公表**。
- フォーラムには、当面の組織構造として、最終意思決定機関となる**総会**及びフォーラム実務を担う**委員会**（初期は3委員会）を設置。また、参加国拡大の呼び水として、議決権を有する**正規会員**に加え、正規メンバーとしての参加に向けた準備段階としての**準会員**の類型を創設。
- 文書公表を受けて、**英国がグローバルCBPRフォーラムに準会員としての参加を申請**。総会での決定を経て、2023年6月3日に**参加**。
- 2023年10月には、フォーラムの下、プライバシー執行機関（PEA：Privacy Enforcement Authority）同士の越境協力の枠組みであり、CBPRシステムへの参加の前提となる「**プライバシー執行のためのグローバル協力取決め**」（**グローバルCAPE**）が公表され、当委員会を含むAPEC CBPRシステム参加国・地域のPEAが参加（当委員会は米国と共同で運営管理者）。
- 2024年4月30日、**グローバルCBPRシステムの稼働に必要な基礎文書**（ポリシー、ルール及びガイドライン、認証機関承認申請書、プログラム要件及び受入質問票）を公表。認証付与開始に向けAAの準備開始。
- 2024年8月、**モリシャス、ドバイ国際金融センター、バミューダの準会員としての参加を公表**。
- 我が国を含む各会員は、今後、アウトリーチ、フォーラムによるグローバルCBPRシステムの認証基準改善等を通じて、**新規参加国・地域拡大及びグローバルCBPRシステム普及のための活動を担う**。

## グローバルCBPRフォーラム

